平成27年度

臨時福祉給付金の申請受付を開始します 申請期間 9月1日(火)~平成28年2月29日(月)

臨時福祉給付金とは?

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げら れたことによる影響を緩和するため、暫定的・臨 時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するも のです。

昨年度に引き続き、9月から平成27年度の申請 受付を開始します。

【支給対象者】

平成27年度の市民税(均等割)が課税されない 方。ただし、次に該当する場合などは支給対象に なりません。

- ●ご自身を扶養している方が課税される場合
- ●生活保護制度の被保護者となっている場合
- ※原則、平成27年1月1日時点で住民票が西条市 にある方が対象です。

【支給額(1回のみ)】

支給対象者1人につき、6,000円

臨時福祉給付金の申請方法

【申請期間】

平成27年9月1日(火)~平成28年2月29日(月) ※期間内に申請をしなければ、給付金を受け取る ことができません。

【申請方法】

支給対象と思われる方(世帯)に、申請書(請 求書)と案内チラシを8月下旬に送付します。

申請書が届いたら、内容をご確認の上、必要事 項を記入・押印して市へ郵送するか、市の受付窓 □へ直接提出してください。その際、本人確認書 類(運転免許証などのコピー)が必要です。

【注意事項】

- ○申請受付後、支給の可否を審査します。
- ○給付金の支給後に、支給対象でないことが判明 した場合は、給付金を返還していただきます。
- ○DV (ドメスティックバイオレンス) 被害者の 方の手続きについては、別途ご相談ください。

臨時福祉給付金の問い合わせ先・受付窓口

TEL0897 - 52 - 5786 • TEL0897 - 56 - 5151 【問合せ・受付】 ○市庁舎本館2階 臨時福祉給付金事務局

> 臨時福祉給付金受付窓口 ○各総合支所

東予:TEL0898-64-2700 丹原:TEL0898-68-7300 小松:TEL0898-72-2111

【制度について】 ○厚生労働省 専用ダイヤル ℡0570-037-192 (ォー!みな いいきゅうふ)

 \bigcirc ホームページ http://www.2kyufu.jp/

'振り込め詐欺 にご注意ください! 給付金をかたる

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」をかたる "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

市担当者や厚生労働省職員が電話や訪問によって、世帯状況や 金融機関の情報をお伺いすることはありません。

市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話や訪問があった 場合は、迷わず、上記事務局や最寄りの警察署(または、警察相 談専用電話「#9110|) へご連絡ください。

